

## 福祉資格と介助活動範囲(抜粋)

福祉サービス種別 資格要件	国事業							市町村事業				
	居宅介護			重度訪問介護			行動援護	同行援護	移動支援(西宮市)			
	身体介護	家事援助	乗降介助	一般	加算対象	行動援護対象			全身性	視覚	知的	
介護福祉士	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
実務者研修	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
介護職員初任者研修	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
介護職員基礎研修	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
訪問介護員1・2級 <small>ホームヘルパー1・2級</small>	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
居宅介護従業者養成研修1・2級 <small>障害者ホームヘルパー1・2級</small>	○	○	○	○	○	○	△注4	△注5	○		○	
行動援護従業者養成研修 注1	×	×	×	×	×	×	○	×	×		○	
同行援護従業者養成研修 注2	×	×	×	×	×	×	×	○	×		×	
重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程	×	×	×	○	×	○	×	×	○		○	
重度訪問介護従業者養成研修 追加課程	×	×	×	○	○	○	×	×	○		○	
重度訪問介護従業者養成研修 統合課程	×	×	×	○	○	○	×	×	○		○	
重度訪問介護従業者養成研修 行動障害支援課程	×	×	×	○	○	○	×	×	○		○	
その他 注6	×	×	○	×	×	×	×	×	△		△	

注1 平成18年9月30日までに知的障害者外出介護従業者養成研修修了者を含む

注2 兵庫県においては、平成18年9月30日までに視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者を一般課程修了者とみなす。

注3 平成18年9月30日までに日常生活支援従事者養成研修修了者を含む

注4 知的障害、精神障害者・児の直接支援業務に2年以上経験があるもの

注5 居宅介護の従業者要件を満たし、1年以上の視覚障害に関する実務経験を有するもの

注6 平成18年9月30日までの視覚障害者、全身性障害者、知的障害者外出介護従業者養成研修修了者

平成25年以降の居宅介護従事者に係る養成研修について

旧	新
居宅介護従事者養成研修1・2級	居宅介護職員初任者研修
訪問介護員養成研修1・2級	介護職員初任者研修
介護職員基礎研修	
居宅介護従事者養成研修3級	障害者居宅介護従事者基礎研修

2014年7月7日 兵庫県庁女鹿確認  
2016年4月25日 西宮市役所確認